

○多治見市児童館の設置及び管理に関する条例

昭和40年3月30日条例第9号

改正

昭和43年3月28日条例第6号
昭和44年3月26日条例第5号
昭和45年9月28日条例第26号
昭和47年4月1日条例第6号
昭和48年12月22日条例第37号
昭和57年3月26日条例第11号
平成元年3月30日条例第4号
平成元年12月26日条例第35号
平成4年3月24日条例第13号
平成5年3月24日条例第9号
平成5年12月27日条例第33号
平成8年3月25日条例第3号
平成9年3月25日条例第2号
平成15年3月24日条例第9号
平成17年6月27日条例第26号
平成18年12月18日条例第58号
平成19年12月17日条例第50号
平成21年6月29日条例第27号
平成21年12月15日条例第46号
平成23年12月20日条例第30号
平成28年9月30日条例第31号
令和元年6月28日条例第12号
令和元年9月30日条例第22号
令和元年9月30日条例第23号
令和5年3月23日条例第1号
令和5年12月22日条例第27号
令和5年12月22日条例第28号
令和6年10月1日条例第26号

多治見市児童館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により本市に児童館を設置する。

2 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多治見市中央児童館	多治見市御幸町2丁目95番地
多治見市共栄児童館	多治見市高田町6丁目40番地
多治見市旭ヶ丘児童センター	多治見市旭ヶ丘7丁目16番地の62
多治見市市之倉児童センター	多治見市市之倉町7丁目124番地
多治見市脇之島児童センター	多治見市脇之島町6丁目31番地の5

(目的)

第2条 児童館は、本市に居住する児童に健全なる遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするための指導を行うことを目的とする。

(指定管理者による管理)

第3条 児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。
- （2）健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。
- （3）児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。
- （4）児童館の維持管理に関すること。
- （5）第2条に掲げる目的のために必要な事業を行うこと。
- （6）その他市長が必要と認めること。

（開館時間等）

第5条 児童館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（目的外使用）

第6条 市長は、別表に掲げる施設を、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により児童館を使用する者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。この場合において、取消し等により生じた損害については、市は、その責めを負わないものとする。

（使用の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を許可しない。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2）児童館をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3）児童館の管理上支障があるとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として使用許可の際納入しなければならない。

2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、その使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復）

第10条 使用者は、児童館の使用を終えたとき又は使用許可の取消し等により使用しなくなったときは、直ちに児童館を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第11条 故意又は過失により児童館をき損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月28日条例第6号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月26日条例第5号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月28日条例第26号）

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日条例第6号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月22日条例第37号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。ただし、多治見市国京児童館に関する改正規定は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日条例第11号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第4号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月26日条例第35号）

この条例は、平成2年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日条例第13号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成4年規則第37号により、平成4年3月26日から施行）

附 則（平成5年3月24日条例第9号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第1条第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成5年規則第22号により、第1条第2項の改正規定は、平成5年3月25日から施行）

2 多治見市公の施設の管理の委託に関する条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成5年12月27日条例第33号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成6年規則第6号により、平成6年3月15日から施行）

附 則（平成8年3月25日条例第3号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成8年規則第36号により、平成8年7月1日から施行）

附 則（平成9年3月25日条例第2号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月27日条例第26号）

1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例の施行日前に改正前の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

4 多治見市公の施設の管理の委託に関する条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年12月18日条例第58号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日条例第50号抄）

1 この条例は、平成20年4月1日（中略）から施行する。（後略）

附 則（平成21年6月29日条例第27号）

1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成21年12月15日条例第46号）

1 この条例中第1条、第3条、第6条、第8条及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年1月1日から同年3月31日までの間に、同年4月1日以降の使用に係る（中略）多治見

市児童館の設置及び管理に関する条例第6条（中略）の規定による使用許可申請を受け、当該使用を許可する場合は、（中略）第5条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表（中略）に定める使用料を徴収する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号抄）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（平成28年9月30日条例第31号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条から附則第9条までの規定は、公布の日から施行する。

（使用料及び手数料に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第10条の規定による改正後の多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第3の規定、第11条の規定による改正後の多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第12条の規定による改正後の多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第14条の規定による改正後の多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第17条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、第18条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第19条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第20条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第21条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第22条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第23条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定並びに第25条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日条例第12号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第9条の規定による改正後の多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例別表第3の規定、第11条の規定による改正後の多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第3までの規定、第14条の規定による改正後の多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第16条の規定による改正後の多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第17条の規定による改正後の多治見市都市公園条例別表第2の規定、第18条の規定による改正後の多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第21条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、

第22条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第23条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第25条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第26条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第27条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1から別表第3までの規定並びに第29条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金から適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第22号抄）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（令和元年9月30日条例第23号抄）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月23日条例第1号抄）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（令和5年12月22日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（令和5年12月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月1日条例第26号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

- 第2条 第1条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第8条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第9条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第10条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第12条の規定による改正後の多治見市都市公園条例別表第3（多治見市星ヶ台競技場及び多治見市旭ヶ丘弓道場の回数利用券に係る利用料金の規定を除く。）の規定、第13条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、第14条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第15条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第16条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第17条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第18条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第19条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第20条の規定による改正後の多治見市体育館の設置及び管理に関する条例別表第1（トレーニング室の回数券に係る利用料金の規定を除く。）の規定並びに第21条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第6条、第8条関係）

区分	単位	専用使用料	冷暖房使用料
遊戯室	1時間までごとに	500円	110円
集会室		250円	110円